



株式会社 乗馬クラブクレイン presents  
TOKYO イベントینگフェスティバル April 2024  
(日本馬術連盟公認 総合馬術競技会)  
実施要項

1. 主催: NPO 法人 Japan Eventing
2. 運営: NPO 法人 Japan Eventing
3. 会場: 日本中央競馬会 馬事公苑  
〒158-0098 東京都世田谷区上用賀2-1-1
4. 日程: 令和6年4月6日(土)～ 4月7日(日)
5. 規程: 国際馬術連盟総合馬術競技会規程  
日本馬術連盟競技会関連規程  
ホーストライアルルール(別紙①)2023 年より変更あり
6. 競技種目: ・総合馬術競技
  - EV75(公認)
  - EV75(非公認クロスカントリー)
  - EV65(非公認クロスカントリー)
  
  - ・障害飛越競技(非公認)
    - クロス障害
    - グランドバーチャンピオンカップ
    - 80 cm, 90 cm, 100cm, 110cm,
  
  - ・馬場馬術競技
    - 自由選択課目(20×60)・(20×40)(自由演技を除く)
    - RRC(Retired Race Horse Cup)馬場馬術競技
    - (別紙要項参照)



障害飛越競技	実施せず
--------	------

・ 第3競技 EV65 競技(非公認)

馬場馬術競技	実施せず
クロスカントリー競技	<p>全長～1,500m 最大分速 400m 飛越数 14 ～20 個以内</p> <p>高さ 固定障害 0.65m 以内                         ブラシ障害 0.85m 以内</p> <p>幅 最も高い部分 1.05m 以内                         土台 1.15m 以内                         高さのない障害 1.15m 以内</p> <p>飛び降り 0.85m 以内</p>
障害飛越競技	実施せず

・ 第4競技 クロス障害飛越競技 I

基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 10 個以内

・ 第5競技 80cmクラス飛越競技 I

基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H80cm W100cm 以内 障害数 10 個以内

- ・第6競技 90cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H90cm W110cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第7競技 100cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第8競技 110cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 11 個以内
- ・第9競技 自由選択課目 (20×60) Ⅰ
- ・第10競技 自由選択課目 (20×40) Ⅰ
- ・第11競技 RRC 馬場馬術競技 (別紙要項参照)
- ・第12競技 クロス障害飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第13競技 80cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H80cm W100cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第14競技 90cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H90cm W110cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第15競技 100cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H100cm W120cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第16競技 110cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 11 個以内
- ・第17競技 グランドバーチャンピオンカップ競技  
基準表 C

## 競技実施日

4月6日(土)

第1競技の馬場馬術・障害飛越

第4競技～第10競技

4月7日(日)

第1競技～第3競技のクロスカントリー及び、第11競技～17競技

## 7. 参加資格

- ①公認競技については、選手が申込時点において、日本馬術連盟の会員で騎乗者B級以上を有していること。馬匹についても申込時点において、日本馬術連盟の登録馬であること。
- ②未成年者は保護者の承諾書を要する。
- ③同一日における同一馬の出場は、EV75のクラスは2回までとする。
- ④同一クラスに同一人馬で参加した場合、2回目に関してはオープン参加とする。(同一人馬でなければポイント獲得及び表彰の対象とする。)
- ⑤障害飛越競技のみの参加に関しては、出場回数は制限しない。

## 8. 参加申込

令和6年2月23日(金)までに、

- 参加申込書
- 入厩届を NPO 法人 Japan Eventing へ E-mail にてお申し込みください。

振込先 NPO 法人 Japan Eventing

三菱 UFJ 銀行 江古田支店(店番号190) 普通 0289268

お問い合わせ先: [japan.eventing@gmail.com](mailto:japan.eventing@gmail.com)

〒112-0001

東京都文京区白山5丁目7-6 レジデンス Hara-Machi 1F

NPO 法人 Japan Eventing 事務局 山本 俊哉

TEL: 03-6902-2775

## 9. 参加料

- |                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| ①日本馬術連盟総合公認競技<br>(第1競技)           | <u>30,000円</u> |
| ②総合馬術クロスカントリー<br>(第2競技及び第3競技)     | <u>15,000円</u> |
| ③障害飛越競技<br>(第4～第8競技及び第12競技～第17競技) | <u>10,000円</u> |
| ④馬場馬術競技<br>(第9～第11競技)             | <u>10,000円</u> |
| ⑤登録料(1頭につき)                       | <u>12,000円</u> |

1度納入された参加料・登録料は返却しない。

ただし、主催者の都合で競技種目を取り止めた場合はこの限りではない

## 10. クロスカントリー競技の順位決定

- ①減点が同点の場合は、クロスカントリーの既定タイムに近い選手を上位とする。
- ②技術代表、審判員、コースデザイナーの判断により、危険とみられる場合は走行を停止し、失権とする場合がある。

## 11. 表彰

各競技の6位までを入賞とし、入賞馬にリボン、副賞を贈る。  
各種目の出場者が50人を超えた場合はグループ分けをし、各グループの上位6位までを入賞とする。  
年間のJEF公認総合馬術競技会の成績を総合して年間ランキングを作成し、上位者には賞品・賞状を授与する。

## 12. 打合せ及び出場順の発表

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、打ち合わせ会は開催しない。連絡事項は、後日連絡する大会ホームページに掲載するので必ず参照のこと。
- ②エントリーの変更は、  
大会前: Email: [japan.eventing@gmail.com](mailto:japan.eventing@gmail.com) 宛に連絡もしくは  
競技前日、16時までに大会事務局にて変更をお願いします。  
**競技会前日の変更は1件につき1,500円の変更手数料を徴収する。**

- 1 クロスカントリーに参加する騎乗者の服装・馬装は国際馬術連盟総合馬術競技会規程に記載の通りとし、バックガードの着用を義務づける。
- 2 馬に騎乗する場合は、いかなる場合でも必ず3点以上の固定式顎付乗馬用防護帽を着用すること。選手以外が騎乗する場合も同様とする。
- 3 参加馬匹は健康検査及びJEF予防接種実施要領を規程通り実施していること。
- 4 選手等の宿舎は各自手配し、経費は各自負担とする。
- 5 参加馬の厩舎は主催者が準備する。
- 6 厩舎での火器の使用及び喫煙は一切禁止とする。
- 7 馬の輸送費は補助しない。
- 8 馬糧は各自にて持参すること。退厩の際は全て持ち帰ること。敷料については、おが粉とし、会場で用意する。また厩舎及び周辺を清掃し、ゴミ等を一切残さないこと。
- 9 施設の利用に関しては、それぞれ開催場所の施設利用心得を厳守すること。
- 10 期間中の人馬の事故等に対しては、主催者への連絡をもって応急処置を行うが、その責めは負わない。

- 11 参加者は何らかの傷害保険に加入し、健康保険証またはコピーを持参すること。
- 12 参加選手は野外騎乗中、必ず自身のメディカルカードを外から見えるところに携帯して走行すること。
- 13 参加申込が少数の場合は、競技及び種目を中止することがある。
- 14 その他、JRA 馬事公苑の使用に関する規則を厳守すること。

## NPO 法人 Japan Eventing 総合馬術ホーストライアルルール

NPO 法人 Japan Eventing 主催の総合馬術ホーストライアルシリーズでは、人馬にクロスカントリー走行の経験を積んでもらうため、以下のルールを適用いたします

- クロスカントリー走行中の「パス」について:

走行中、選手は、フェンスジャッジに対して「パス」を宣言することにより、障害を飛越せずに走行を継続し、次の障害に向かうことができる。走行中の「パス」の回数 は問わないが、その都度宣言する必要がある。成績上は「棄権(R)」の扱いとなる。

**※2023 年より EV95クラス以上では、パスは認められません。**

- クロスカントリー走行中通算での 3 反抗失権後の走行継続(同一障害での 3 反抗を除く):  
選手は、通算での 3 反抗失権後も走行を継続することができる。成績上は「失権(E)」の扱いとなる。  
ただし、同一障害で 3 回の反抗があった場合は認めない。

走行継続可能な例:

ある障害で 2 回の反抗の後に通過し、別の障害で 2 回の反抗後、「パス」を宣言して次の障害へ向かうことは認められる

走行継続が認められない例:

- (1) ある障害で 3 回の反抗があった場合、パスを宣言して走行を継続することはできない
- (2) 落馬および人馬転での失権
- (3) 経路違反での失権